

○ 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府令第三十九号）

改 正 案

（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）

第一条 銀行法（以下「法」という。）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分			
非対象区分		海外営業拠点を有する銀行	海外営業拠点を有しない銀行
定める範囲 じ、当該各号に応じ、当該各号に応じ、比率の区分に応じ、比率の区分に応じ、上	国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる四パーセント以上	国内基準に係る単体自己資本比率	命令

現 行

（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）

第一条 銀行法（以下「法」という。）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分			
非対象区分		海外営業拠点を有する銀行	海外営業拠点を有しない銀行
上	国際統一基準に係る単体自己資本比率	国内基準に係る単体自己資本比率	命令

第一区分									
式等 T i e r	一 式等 T i e r 単体普通株	定める範囲 じ、当該各号に 比率の区分に応 じ、各号に掲 げる	国際統一基準に 係る単体自己資 本比率のうち次 の各号に掲げる	上八 比率 八	三 上 百分 百 セント 以 上	二 上 百分 百 セント 以 上	一 上 百分 百 セント 以 上	式等 T i e r 単体普通株	一 式等 T i e r 単体普通株
未満	未満	率	率	率	率	率	率	率	率
第一区分									
未満	未満	率	率	率	率	率	率	率	率
未満	未満	率	率	率	率	率	率	率	率

第二区分							
定める範囲 じ、当該各号に	比率の区分に応 の各号に掲げる 本比率のうち次 比率の基準に係 る単体自己資 本比率の区分に 応する	国際統一基準に 係る単体自己資 本比率の区分に 応する	三 ト未満 上八パーセン ト以降	二 ト未満 上六パーセン ト以降	二 ト未満 上六パーセン ト以降	二 ト未満 上六パーセン ト以降	1比率 二・五パーセン ト以上四・五
未満	率 一パーセント以 上二パーセント	国内基準に係る 単体自己資本比					
められる計画の 係る合理的と認 められる計画の 係る合理的と認	命令 一資本の増強に 係る合理的と認 められる計画の 係る合理的と認	次の各号に掲げる 自己資本の充実に 資する措置に係る					
未満	率 一パーセント以 上二パーセント	国内基準に係る 単体自己資本比					
未満	率 一パーセント以 上二パーセント	国内基準に係る 単体自己資本比					
められる計画の 係る合理的と認 められる計画の 係る合理的と認	命令 一資本の増強に 係る合理的と認 められる計画の 係る合理的と認	次の各号に掲げる 自己資本の充実に 資する措置に係る					

一 単体普通株

提出及びその実行

式等 T i e r

提出及びその実行

1比率

提出及びその実行

一三パーセン

提出及びその実行

ト以上二・二

提出及びその実行

五パーセント

提出及びその実行

未満

提出及びその実行

二 単体 T i e r

提出及びその実行

r1比率

提出及びその実行

・五パーセン

提出及びその実行

ト以上三パーセント未満

提出及びその実行

三 単体総自己資本比率

提出及びその実行

二 未満

提出及びその実行

提出及びその実行

二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制

提出及びその実行

三 総資産の圧縮又は増加の抑制

提出及びその実行

四 取引の通常の条件に照らして不利益を被るもとのと認められる条件による預金又は定期積金等の受入れの禁止

提出及びその実行

五 一部の営業所における業務の縮小

提出及びその実行

六 本店を除く一部の営業所の廃止

提出及びその実行

七 法第十条第二項各号に掲げる

提出及びその実行

提出及びその実行

二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制

提出及びその実行

三 総資産の圧縮又は増加の抑制

提出及びその実行

四 取引の通常の条件に照らして不利益を被るもとのと認められる条件による預金又は定期積金等の受入れの禁止

提出及びその実行

五 一部の営業所における業務の縮小

提出及びその実行

六 本店を除く一部の営業所の廃止

提出及びその実行

七 法第十条第二項各号に掲げる

提出及びその実行

第二区分の二							
定める範囲	じ、当該各号に 定める範囲	比率の区分に応 じ、当該各号に 定める範囲	本比率のうち次 の各号に掲げる 比率の区分に応 じ、当該各号に 定める範囲	係る単体自己資 本比率に基づく 国内基準に係る 率	国際統一基準に 基づく国内基準に 係る単体自己資 本比率に基づく 率	第二区分の二	
未満	○パーセント以 上一パーセント	○パーセント以 上一パーセント	、合併又は銀行業 の廃止等の措置の いずれかを選択し た上当該選択に係 る措置を実施する	八 その他金融庁 長官が必要と認 める措置	(明治三十八年 法律第五十二号) ～その他の法律 により営む業務 の縮小又は新規 の取扱いの禁止 の取扱いの禁止 の取扱いの禁止	業務その他の銀 行業に付随する 業務、法第十一 条の規定により 営む業務又は担 保付社債信託法	業務その他の銀 行業に付隨する 業務、法第十一 条の規定により 営む業務又は担 保付社債信託法
未満	○パーセント以 上二パーセント	○パーセント以 上一パーセント	、合併又は銀行業 の廃止等の措置の いずれかを選択し た上当該選択に係 る措置を実施する	八 その他金融庁 長官が必要と認 める措置	(明治三十八年 法律第五十二号) ～その他の法律 により営む業務 の縮小又は新規 の取扱いの禁止 の取扱いの禁止 の取扱いの禁止	業務その他の銀 行業に付隨する 業務、法第十一 条の規定により 営む業務又は担 保付社債信託法	業務その他の銀 行業に付隨する 業務、法第十一 条の規定により 営む業務又は担 保付社債信託法
未満	○パーセント以 上一パーセント	○パーセント以 上一パーセント	、合併又は銀行業 の廃止等の措置の いずれかを選択し た上当該選択に係 る措置を実施する	八 その他金融庁 長官が必要と認 める措置	(明治三十八年 法律第五十二号) ～その他の法律 により営む業務 の縮小又は新規 の取扱いの禁止 の取扱いの禁止 の取扱いの禁止	業務その他の銀 行業に付隨する 業務、法第十一 条の規定により 営む業務又は担 保付社債信託法	業務その他の銀 行業に付隨する 業務、法第十一 条の規定により 営む業務又は担 保付社債信託法

第三区分										
	一 式等 1 セント 一・一 セント 未 一 率 ○ パ ー セ ン ト 以 上	二 單體 T r 1 率 ○ パ ー セ ン ト 以 上	三 單體 資本 比率 セ ン ト 未 滿 上 二 パ ー セ ン ト 未 滿	四 單體 資本 比率 セ ン ト 未 滿 上 一 ・ 五 パ ー セ ン ト 未 滿	五 單體 總 自己 資本 比率 セ ン ト 未 滿 上 一 ・ 五 パ ー セ ン ト 未 滿	六 單體 總 自己 資本 比率 セ ン ト 未 滿 上 一 ・ 五 パ ー セ ン ト 未 滿	七 單體 總 自己 資本 比率 セ ン ト 未 滿 上 一 ・ 五 パ ー セ ン ト 未 滿	八 單體 總 自己 資本 比率 セ ン ト 未 滿 上 一 ・ 五 パ ー セ ン ト 未 滿	九 單體 總 自己 資本 比率 セ ン ト 未 滿 上 一 ・ 五 パ ー セ ン ト 未 滿	十 單體 總 自己 資本 比率 セ ン ト 未 滿 上 一 ・ 五 パ ー セ ン ト 未 滿
じ、 当該各号に 比率の区分に応 する各号に掲 げた比率のうち 次 本比率のうち次 の各号に 係る単体自己資 本比率の基準に 基準に 基準に	満 率 ○ パ ー セ ン ト 未	満 率 ○ パ ー セ ン ト 未	満 率 ○ パ ー セ ン ト 未	満 率 ○ パ ー セ ン ト 未	満 率 ○ パ ー セ ン ト 未	満 率 ○ パ ー セ ン ト 未	満 率 ○ パ ー セ ン ト 未	満 率 ○ パ ー セ ン ト 未	満 率 ○ パ ー セ ン ト 未	満 率 ○ パ ー セ ン ト 未
国内基準に係る	部の停止の命令	ことこの命令								

第三区分										
	一 式等 1 セント 一・一 セント 未 一 率 ○ パ ー セ ン ト 以 上	二 單體 T r 1 率 ○ パ ー セ ン ト 以 上	三 單體 資本 比率 セ ン ト 未 滿 上 二 パ ー セ ン ト 未 滿	四 單體 資本 比率 セ ン ト 未 滿 上 一 ・ 五 パ ー セ ン ト 未 滿	五 單體 總 自己 資本 比率 セ ン ト 未 滿 上 一 ・ 五 パ ー セ ン ト 未 滿	六 單體 總 自己 資本 比率 セ ン ト 未 滿 上 一 ・ 五 パ ー セ ン ト 未 滿	七 單體 總 自己 資本 比率 セ ン ト 未 滿 上 一 ・ 五 パ ー セ ン ト 未 滿	八 單體 總 自己 資本 比率 セ ン ト 未 滿 上 一 ・ 五 パ ー セ ン ト 未 滿	九 單體 總 自己 資本 比率 セ ン ト 未 滿 上 一 ・ 五 パ ー セ ン ト 未 滿	十 單體 總 自己 資本 比率 セ ン ト 未 滿 上 一 ・ 五 パ ー セ ン ト 未 滿
じ、 当該各号に 比率の区分に応 する各号に掲 げた比率のうち 次 本比率のうち次 の各号に 係る単体自己資 本比率の基準に 基準に 基準に	満 率 ○ パ ー セ ン ト 未	満 率 ○ パ ー セ ン ト 未	満 率 ○ パ ー セ ン ト 未	満 率 ○ パ ー セ ン ト 未	満 率 ○ パ ー セ ン ト 未	満 率 ○ パ ー セ ン ト 未	満 率 ○ パ ー セ ン ト 未	満 率 ○ パ ー セ ン ト 未	満 率 ○ パ ー セ ン ト 未	満 率 ○ パ ー セ ン ト 未
国内基準に係る	部の停止の命令	ことこの命令								

		定める範囲	
		一 式等 Tier	単体普通株
自己資本の充実の状況に係る区分	命令	二 単体 Tier	1比率 ○パーセント未満
満	三 単体総自己	二 r1比率	1比率 ○パーセント未満
満	資本比率	二 r1比率	1比率 ○パーセント未満
満	パーセント未	二 r1比率	1比率 ○パーセント未満

2 法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいいう。以下この項及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

		定める範囲	
		一 式等 Tier	単体普通株
自己資本の充実の状況に係る区分	命令	二 単体 Tier	1比率 ○パーセント未満
満	三 単体総自己	二 r1比率	1比率 ○パーセント未満
満	資本比率	二 r1比率	1比率 ○パーセント未満
満	パーセント未	二 r1比率	1比率 ○パーセント未満

2 法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいいう。以下この項及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

		非対象区分	
上 パーセント以 上	資本比率 八	三 連結総自己 比率 八	上 パーセント以 上
		二 連結 Tier 1 比率 六	以上
		一 式等 Tier 1 比率 四・ 五 パーセント	定める範囲
			比率の区分に応じ、当該各号に
			の各号に掲げる四。パーセント以 上
			本比率のうち次 率
			国際統一基準に 係る連結自己資 本比率
			連結自己資本比 率
			有する銀行及び その子会社等
			有しない銀行及 びその子会社等
		非対象区分	
上 八パーセント以 上		本比率	国際統一基準に 係る連結自己資 本比率
			連結自己資本比 率
			有する銀行及び その子会社等
			有しない銀行及 びその子会社等

第一区分	国際統一基準に係る連結自己資本比率	国内基準に係る連結自己資本比率	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令
第一区分	国際統一基準に係る連結自己資本比率	国内基準に係る連結自己資本比率	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令
第一区分	国際統一基準に係る連結自己資本比率	国内基準に係る連結自己資本比率	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令

第一区分	国際統一基準に係る連結自己資本比率	国内基準に係る連結自己資本比率	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令
第一区分	国際統一基準に係る連結自己資本比率	国内基準に係る連結自己資本比率	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令
第一区分	国際統一基準に係る連結自己資本比率	国内基準に係る連結自己資本比率	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令

										第二区分		
三 連 結 總 自 己	セ ン ト 未 滿	ト 以 上 三 パ ー セ ン ト	・ 五 パ ー セ ン ト	r 1 比 率	二 連 結 T i e	未 滿	五 パ ー セ ン ト	ト 以 上 二 ・ 二	一 三 パ ー セ ン ト	式 等 T i e r	1 比 率	一 ・
未 滿	上 八 パ ー セ ン ト	ト 未 滿	上 八 パ ー セ ン ト	未 滿	上 二 パ ー セ ン ト	未 滿	上 二 パ ー セ ン ト	未 滿	上 二 パ ー セ ン ト	未 滿	上 四 パ ー セ ン ト	二 パ ー セ ン ト
四 取 引 の 通 常 の 條 件 に 照 ら し て 不 利 益 を 被 る も の と 認 め ら れ る 條 件 に 由 る 預 金 又 は 定 期 積 金 等	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行
条件に照らして 不利益を被るものと認められる 条件による預金 又は定期積金等	二 配 当 又 は 役 員 賞 与 の 禁 止 又 は そ の 額 の 抑 制 三 総 資 産 の 圧 縮 又 は 増 加 の 抑 制 四 取 引 の 通 常 の 條 件 に 照 ら し て 不 利 益 を 被 る も の と 認 め ら れ る 條 件 に 由 る 預 金 又 は 定 期 積 金 等	自 己 資 本 の 充 実 に 資 す る 措 置 に 係 る 合 理 的 と 認 め ら れ る 計 画 の 提 出 及 び そ の 实 行										

ト未満	上四パーセン	二
パーセント以	上四パーセン	二

の受入れの禁止 又は抑制	五 一部の営業所 における業務の 縮小	六 本店を除く一 部の営業所の廃 止	七 子会社等の業 務の縮小	八 子会社等の株 式又は持分の処 分	九 法第十条第二 項各号に掲げる 業務その他の銀 行業に付随する 業務、法第十一 条の規定により 営む業務又は担 保付社債信託法 その他の法律に より銀行が営む
-----------------	------------------------------	-----------------------------	---------------------	-----------------------------	--

の受入れの禁止 又は抑制	五 一部の営業所 における業務の 縮小	六 本店を除く一 部の営業所の廃 止	七 子会社等の業 務の縮小	八 子会社等の株 式又は持分の処 分	九 法第十条第二 項各号に掲げる 業務その他の銀 行業に付随する 業務、法第十一 条の規定により 営む業務又は担 保付社債信託法 その他の法律に より銀行が営む
-----------------	------------------------------	-----------------------------	---------------------	-----------------------------	--

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">第一区分の二</td><td></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">比率 ○</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">二 連結 Ti e</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">セント未満</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">セント以上</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">一・一二三パーセント以上</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">式等 Tier 1比率 ○パ</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">一 連結 普通 株</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">比率 ○パ</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">国際統一基準に係る連結自己資本比率</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">国内基準に係る連結自己資本比率</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令</td></tr> </table> </td><td></td></tr> </table>	第一区分の二		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">比率 ○</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">二 連結 Ti e</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">セント未満</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">セント以上</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">一・一二三パーセント以上</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">式等 Tier 1比率 ○パ</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">一 連結 普通 株</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">比率 ○パ</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">国際統一基準に係る連結自己資本比率</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">国内基準に係る連結自己資本比率</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令</td></tr> </table>	比率 ○	二 連結 Ti e	セント未満	セント以上	一・一二三パーセント以上	式等 Tier 1比率 ○パ	一 連結 普通 株	比率 ○パ	じ、当該各号に定める範囲	比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	国際統一基準に係る連結自己資本比率	国内基準に係る連結自己資本比率	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令		十 その他金融庁長官が必要と認める措置	業務の縮小又は新規の取扱いの禁止
第一区分の二																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">比率 ○</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">二 連結 Ti e</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">セント未満</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">セント以上</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">一・一二三パーセント以上</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">式等 Tier 1比率 ○パ</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">一 連結 普通 株</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">比率 ○パ</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">国際統一基準に係る連結自己資本比率</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">国内基準に係る連結自己資本比率</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令</td></tr> </table>	比率 ○	二 連結 Ti e	セント未満	セント以上	一・一二三パーセント以上	式等 Tier 1比率 ○パ	一 連結 普通 株	比率 ○パ	じ、当該各号に定める範囲	比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	国際統一基準に係る連結自己資本比率	国内基準に係る連結自己資本比率	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令						
比率 ○	二 連結 Ti e	セント未満	セント以上	一・一二三パーセント以上	式等 Tier 1比率 ○パ	一 連結 普通 株	比率 ○パ	じ、当該各号に定める範囲	比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	国際統一基準に係る連結自己資本比率	国内基準に係る連結自己資本比率	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">第一区分の二</td><td></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">比率 ○</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">二 連結 Ti e</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">セント未満</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">セント以上</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">一・一二三パーセント以上</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">式等 Tier 1比率 ○パ</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">一 連結 普通 株</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">比率 ○パ</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">国際統一基準に係る連結自己資本比率</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">国内基準に係る連結自己資本比率</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令</td></tr> </table> </td><td></td></tr> </table>	第一区分の二		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">比率 ○</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">二 連結 Ti e</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">セント未満</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">セント以上</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">一・一二三パーセント以上</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">式等 Tier 1比率 ○パ</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">一 連結 普通 株</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">比率 ○パ</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">国際統一基準に係る連結自己資本比率</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">国内基準に係る連結自己資本比率</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令</td></tr> </table>	比率 ○	二 連結 Ti e	セント未満	セント以上	一・一二三パーセント以上	式等 Tier 1比率 ○パ	一 連結 普通 株	比率 ○パ	じ、当該各号に定める範囲	比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	国際統一基準に係る連結自己資本比率	国内基準に係る連結自己資本比率	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令		十 その他金融庁長官が必要と認める措置	業務の縮小又は新規の取扱いの禁止
第一区分の二																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">比率 ○</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">二 連結 Ti e</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">セント未満</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">セント以上</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">一・一二三パーセント以上</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">式等 Tier 1比率 ○パ</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">一 連結 普通 株</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">比率 ○パ</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">国際統一基準に係る連結自己資本比率</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">国内基準に係る連結自己資本比率</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令</td></tr> </table>	比率 ○	二 連結 Ti e	セント未満	セント以上	一・一二三パーセント以上	式等 Tier 1比率 ○パ	一 連結 普通 株	比率 ○パ	じ、当該各号に定める範囲	比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	国際統一基準に係る連結自己資本比率	国内基準に係る連結自己資本比率	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令						
比率 ○	二 連結 Ti e	セント未満	セント以上	一・一二三パーセント以上	式等 Tier 1比率 ○パ	一 連結 普通 株	比率 ○パ	じ、当該各号に定める範囲	比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	国際統一基準に係る連結自己資本比率	国内基準に係る連結自己資本比率	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">第一区分の二</td><td></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">比率 ○</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">二 連結 Ti e</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">セント未満</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">セント以上</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">一・一二三パーセント以上</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">式等 Tier 1比率 ○パ</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">一 連結 普通 株</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">比率 ○パ</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">国際統一基準に係る連結自己資本比率</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">国内基準に係る連結自己資本比率</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令</td></tr> </table> </td><td></td></tr> </table>	第一区分の二		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">比率 ○</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">二 連結 Ti e</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">セント未満</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">セント以上</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">一・一二三パーセント以上</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">式等 Tier 1比率 ○パ</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">一 連結 普通 株</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">比率 ○パ</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">国際統一基準に係る連結自己資本比率</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">国内基準に係る連結自己資本比率</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令</td></tr> </table>	比率 ○	二 連結 Ti e	セント未満	セント以上	一・一二三パーセント以上	式等 Tier 1比率 ○パ	一 連結 普通 株	比率 ○パ	じ、当該各号に定める範囲	比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	国際統一基準に係る連結自己資本比率	国内基準に係る連結自己資本比率	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令		十 その他金融庁長官が必要と認める措置	業務の縮小又は新規の取扱いの禁止
第一区分の二																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">比率 ○</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">二 連結 Ti e</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">セント未満</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">セント以上</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">一・一二三パーセント以上</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">式等 Tier 1比率 ○パ</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">一 連結 普通 株</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">比率 ○パ</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">国際統一基準に係る連結自己資本比率</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">国内基準に係る連結自己資本比率</td><td style="width: 10%; padding: 2px;">自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令</td></tr> </table>	比率 ○	二 連結 Ti e	セント未満	セント以上	一・一二三パーセント以上	式等 Tier 1比率 ○パ	一 連結 普通 株	比率 ○パ	じ、当該各号に定める範囲	比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	国際統一基準に係る連結自己資本比率	国内基準に係る連結自己資本比率	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令						
比率 ○	二 連結 Ti e	セント未満	セント以上	一・一二三パーセント以上	式等 Tier 1比率 ○パ	一 連結 普通 株	比率 ○パ	じ、当該各号に定める範囲	比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	国際統一基準に係る連結自己資本比率	国内基準に係る連結自己資本比率	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令							

第三区分												
										上一・五ペー	セント未満	
										三 連結総自己	資本比率	
満	パーセント未	r 1比率	二 連結T i e	1 セント未 満	式等T i e r	一 連結普通株	定める範囲	比率の区分に応 じ、当該各号に の各号に掲げる 本比率のうち次 率	国際統一基準に 係る連結自己資 本比率のうち次 率	ト未満	上二 パーセン	ペ セント以 上
										国内基準に係る 連結自己資本比		
										業務の全部又は一部の停止の命令		

第三区分												
										上一・五ペー	セント未満	
										三 連結総自己	資本比率	
満	パーセント未	r 1比率	二 連結T i e	1 セント未 満	式等T i e r	一 連結普通株	定める範囲	比率の区分に応 じ、当該各号に の各号に掲げる 本比率のうち次 率	国際統一基準に 係る連結自己資 本比率のうち次 率	ト未満	上二 パーセン	ペ セント以 上
										国内基準に係る 連結自己資本比		
										業務の全部又は一部の停止の命令		

満	三	連結総自己
	資本比率	○

3～6 (略)

7 第一項の表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいい、同表中「単体普通株式等 Tier 1 比率」、「単体 Tier 1 比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち国際統一基準（第四項に規定する国際統一基準をいう。次項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

8 第二項の表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいい、同表中「連結普通株式等 Tier 1 比率」、「連結 Tier 1 比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

満	三	連結総自己
	資本比率	○

3～6 (略)

7 第一項の表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。

8 第二項の表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいい。

(銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に係る区分及びこれに応じた命令)

第三条 法第五十二条の三十三第二項の内閣府令・財務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおり

(銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に係る区分及びこれに応じた命令)

第三条 法第五十二条の三十三第二項の内閣府令・財務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおり

とする。

非対象区分										自己資本の充実の状況に係る区分	
海外営業拠点を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等										海外営業拠点を有する銀行等を子会社としていない銀行持株会社及びその子会社等 社等	
海外営業拠点を有する銀行等を子会社としている銀行持株会社及びその子会社等 社及びその子会社等										命令	

とする。

非対象区分										自己資本の充実の状況に係る区分	
海外営業拠点を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等										海外営業拠点を有する銀行等を子会社としている銀行持株会社及びその子会社等 社及びその子会社等	
海外営業拠点を有する銀行等を子会社としている銀行持株会社及びその子会社等 社及びその子会社等										命令	

第一区分															
満 パーセント未 来	ト以上四・五 二五パーセン ト	1比率 式等 Tier 1	一連 連結普通株 式	じ、当該各号に 定める範囲	の各号に掲げる 比率の区分に応 じ、	本比率のうち次 の各号に掲げる 比率の区分に応 じ、	国際統一基準に 係る連結自己資 本比率のうち次 の各号に掲げる 比率の区分に応 じ、	上八 百分比 率	三 連結總自己 資本比率 八 上 百分比 率	二 連結 T r 1比率 六 上 百分比 率	二 連結 T i e				
										上	百分比 率	上	百分比 率		
未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	未 滿

銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令

第一区分																
未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	未 滿											
										第一基準に係る 連結自己資本比 率	第二基準に係る 連結自己資本比 率	第一基準に係る 連結自己資本比 率	第二基準に係る 連結自己資本比 率	第一基準に係る 連結自己資本比 率	第二基準に係る 連結自己資本比 率	第一基準に係る 連結自己資本比 率
未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	未 滿										

銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令

第二区分					
二 連 結 T i e r 1 比 率 三 パ ー セ ン ト 以 上 六 パ ー セ ン ト 未 満	三 連 結 總 自 己 資 本 比 率 四 パ ー セ ン ト 以 上 八 パ ー セ ン ト 未 満	三 連 結 總 自 己 資 本 比 率 四 パ ー セ ン ト 以 上 八 パ ー セ ン ト 未 満	国際統一基準に係る連結自己資本比率の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	国際統一基準に係る連結自己資本比率の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	
国内基準に係る銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令	国内基準に係る銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令	次に各号に掲げる比率に係る銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令	未満	未満	
第一基準に係る銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令	第一基準に係る銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令	次に各号に掲げる比率に係る銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令	未満	未満	
第一基準に係る銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令	第一基準に係る銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令	次に各号に掲げる比率に係る銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令	未満	未満	
第一基準に係る銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令	第一基準に係る銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令	次に各号に掲げる比率に係る銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令	未満	未満	


実行

二 銀行持株会社の配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制

三 銀行持株会社及びその子会社等の総資産の圧縮又は増加の抑制

四 子会社等（銀行等を除く。）の株式又は持分の処分

五 その他金融庁長官が必要と認める措置

三 銀行持株会社及びその子会社等の総資産の圧縮又は増加の抑制

四 子会社等（銀行等を除く。）の株式又は持分の処分

五 その他金融庁長官が必要と認める措置


実行

二 銀行持株会社の配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制

三 銀行持株会社及びその子会社等の総資産の圧縮又は増加の抑制

四 子会社等（銀行等を除く。）の株式又は持分の処分

五 その他金融庁長官が必要と認める措置

三 銀行持株会社及びその子会社等の総資産の圧縮又は増加の抑制

四 子会社等（銀行等を除く。）の株式又は持分の処分

五 その他金融庁長官が必要と認める措置

第三区分																			
の各号に掲げる の比率のうち次 率	本比率 率	係る連結自己資 本比率	国際統一基準に 係る連結自己資 本比率	三 連結総自己 資本比率 率	二 連結 Tie r 比率	一 セント未満 率	一 セント以上 率	式等 Tie r 比率	一 連結普通株 率	じ、当該各号に 定める範囲									
○パーセント未 来	○パーセント未 来	○パーセント未 来	○パーセント未 来	上二パーセン ト未満	上一・五パ ーント未満	一セント未 満	一セント以上 率	○パ ー	○パ ー	の株式の処分等の 措置のいずれかを 選択した上当該選 択に係る措置を実 施することの命令									

第三区分																			
○パーセント未 来	率	連結自己資本比 率	第一基準に係る 連結自己資本比 率															未満	
○パーセント未 来	率	連結自己資本比 率	第二基準に係る 連結自己資本比 率															未満	
の処分	子会社等（銀行等 に限る。）の株式	子会社等（銀行等 に限る。）の株式	の処分															の株式の処分等の 措置のいずれかを 選択した上当該選 択に係る措置を実 施することの命令	

比率の区分に応  
じ、当該各号に

定める範囲

式等 Tier  
1比率 ○パ

一連結普通株  
1セント未満

二連結Tier  
1比率 ○パ

三連結總自己  
資本比率 ○パ  
ーセント未

満

満	パーセント未	○
満	パーセント未	○
満	パーセント未	○

(略)

(略)

- 3 第一項の表中「国際統一基準」とは、自己資本比率基準（法第五十二条の二十五に規定する基準をいう。次項及び第五項において同じ。）のうち海外営業拠点（前項に規定する海外営業拠点をいう。次項において同じ。）を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等に係るものという。

- 4 第一項の表中「国内基準」とは、自己資本比率基準のうち海外営

満

満

- 3 第一項の表中「第一基準」とは、連結自己資本比率基準（法第五十二条の二十五に規定する基準をいう。次項において同じ。）のうち海外営業拠点（前項に規定する海外営業拠点をいう。次項において同じ。）を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等に係るものという。

- 4 第一項の表中「第二基準」とは、連結自己資本比率基準のうち海

業拠点を有する銀行等を子会社としていない銀行持株会社及びその子会社等に係るものという。

5 | 第一項の表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率をいい、同表中「連結普通株式等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連結総自己資本比率」

とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準（第三項に規定する国際統一基準をいう。）に係る算式により得られる比率をいう。

6 | 7 | （略）

第四条 銀行持株会社が、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率（前条第五項に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）が当該銀行持株会社及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項の表の区分に係る連結自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その連結自己資本比率を当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る連結自己資本比率を当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る連結自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以下の連結自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る命令は、同項のとおりとする。

外営業拠点を有する銀行等を子会社としていない銀行持株会社及びその子会社等に係るものという。

（新設）

5 | 6 | （略）

第四条 銀行持株会社が、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率が当該銀行持株会社及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項の表の区分に係る連結自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その連結自己資本比率を当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る連結自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以下の連結自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る命令は、同項のとおりとする。

びその子会社等が該当する同表の区分に係る命令は、同項のとおり  
とする。

2  
～  
4  
(略)

2  
～  
4

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して二年を経過する日までの間におけるこの命令による改正後の銀行法第二十一条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項及び第二項並びに第三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

施行日から起算して一年を経過する 日までの期間	四・五パーセント以上	三・五パーセント以上
六パーセント以上	四・五パーセント以上	三・五パーセント以上
二・二五パーセント以上四・五パーセント未満	一・七五パーセント以上三・五パーセント未満	二・二五パーセント以上三・五パーセント未満
三パーセント以上六パーセント未満	一・七五パーセント以上四・五パーセント未満	一・七五パーセント以上三・五パーセント未満
一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満	〇・八八パーセント以上一・七五パーセント未満	一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満
一・五パーセント以上三・二パーセント未満	〇・八八パーセント以上一・七五パーセント未満	一・一三パーセント以上一・七五パーセント未満
〇パーセント以上一・五パーセント未満	〇パーセント以上〇・八八パーセント未満	〇・八八パーセント以上〇・八八パーセント未満
〇パーセント以上一・一三パーセント未満	〇・八八パーセント以上〇・八八パーセント未満	〇・八八パーセント以上〇・八八パーセント未満

					平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間
四・五パーセント以上	六パーセント以上	五・五パーセント以上	四・七五パーセント以上五・五パーセント未満	二・七五パーセント以上二・二五パーセント未満	四パーセント以上
六パーセント以上	二・二五パーセント以上四・五パーセント未満	二・七五パーセント以上五・五パーセント未満	一・三八パーセント以上二・七五パーセント未満	一・三八パーセント以上二・二五パーセント未満	四・五パーセント以上
六パーセント以上	三・八パーセント以上六パーセント未満	二・七五パーセント以上五・五パーセント未満	一・三八パーセント以上二・二五パーセント未満	一・三八パーセント以上二・二五パーセント未満	四・五パーセント以上
六パーセント以上	一・五パーセント以上三・八パーセント未満	一・三八パーセント以上二・二五パーセント未満	一・三八パーセント以上二・二五パーセント未満	一・三八パーセント以上二・二五パーセント未満	四・五パーセント以上
六パーセント以上	〇・八パーセント以上一・五パーセント未満	一・三八パーセント以上二・二五パーセント未満	一・三八パーセント以上二・二五パーセント未満	一・三八パーセント以上二・二五パーセント未満	四・五パーセント以上
六パーセント以上	〇・八パーセント以上一・五パーセント未満	一・三八パーセント以上二・二五パーセント未満	一・三八パーセント以上二・二五パーセント未満	一・三八パーセント以上二・二五パーセント未満	四・五パーセント以上